



# 宮 崎 県 公 報

令和元年12月13日(金曜日)号外 第27号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 2 5 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 ( 送 料 共 ) 1 年 4 1, 7 0 0 円

## 目 次

規 則	頁
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則…………… (循環社会推進課) 1	

## 規 則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和元年12月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第27号

#### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(平成15年宮崎県規則第40号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(一般廃棄物処理施設設置許可申請書等) 第3条 次の各号に掲げる申請書等の様式は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(9) [略]  (10)～(17) [略]  (18) [略]  (19) [略] 別記 様式第1号(第3条関係)  (第1面) [略] (第2面) [略] (第3面) [略] 法定代理人(申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号に規定する未成年者である場合) [略] [略]	(一般廃棄物処理施設設置許可申請書等) 第3条 次の各号に掲げる申請書等の様式は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(9) [略] (10) <u>省令第5条の5の3の2第2項及び第12条の11の3の2第1項の届出書 一般廃棄物・産業廃棄物処理施設の設置者に係る欠格要件届出書(別記様式第7号の2の2)</u> (11)～(18) [略] (19) <u>省令第10条の10の3の2第1項及び第10条の24の2第1項の届出書 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業に係る欠格要件届出書(別記様式第11号の2の2)</u> (20) [略] (21) <u>省令第12条の7の17第5項の規定による届出書 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る変更(廃止)届出書(別記様式第11号の4)</u> (22) [略] 別記 様式第1号(第3条関係)  (第1面) [略] (第2面) [略] (第3面) [略] 法定代理人(申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合) [略] [略]

(第4面)	(第4面)
[略]	[略]
様式第4号(第3条関係)	様式第4号(第3条関係)
(第1面)	(第1面)
[略]	[略]
(第2面)	(第2面)
[略]	[略]
法定代理人(申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合)	法定代理人(申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号リに規定する未成年者である場合)
[略]	[略]
[略]	[略]
(第3面)	(第3面)
[略]	[略]

別記様式第7号の2の次に次の1様式を加える。

## 様式第7号の2の2 (第3条関係)

一般廃棄物・産業廃棄物処理施設の設置者に係る 欠格要件届出書	
年 月 日	
宮崎県知事 殿	
届出者 住 所	
氏 名 印 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	
欠格要件に該当したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)	
第9条第7項 の規定により、届け出ます。	
第15条の2の6第3項において準用する法第9条第7項	
一般廃棄物 処理施設 産業廃棄物 の 設 置 の 場 所	
一般廃棄物 処理施設 産業廃棄物 の 種 類	
許 可 の 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号
備考 1 欠格要件に該当するに至った場合は、遅滞なく届出を行うこと。 2 関係する書類等がある場合は、添付すること。	

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																		
<p>様式第9号(第3条関係)</p> <p style="text-align: center;">(第1面)</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">(第2面)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td>法定代理人(申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">(第3面)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> </table> <p>様式第11号(第3条関係)</p> <p style="text-align: center;">(表面)</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">(裏面)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td>法定代理人(相続人が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> </table>	[略]	法定代理人(申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合)	[略]	[略]	[略]	[略]	法定代理人(相続人が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合)	[略]	[略]	<p>様式第9号(第3条関係)</p> <p style="text-align: center;">(第1面)</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">(第2面)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td>法定代理人(申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号リに規定する未成年者である場合)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">(第3面)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> </table> <p>様式第11号(第3条関係)</p> <p style="text-align: center;">(表面)</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">(裏面)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td>法定代理人(申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号リに規定する未成年者である場合)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> </table>	[略]	法定代理人(申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号リに規定する未成年者である場合)	[略]	[略]	[略]	[略]	法定代理人(申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号リに規定する未成年者である場合)	[略]	[略]
[略]																			
法定代理人(申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合)																			
[略]																			
[略]																			
[略]																			
[略]																			
法定代理人(相続人が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合)																			
[略]																			
[略]																			
[略]																			
法定代理人(申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号リに規定する未成年者である場合)																			
[略]																			
[略]																			
[略]																			
[略]																			
法定代理人(申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号リに規定する未成年者である場合)																			
[略]																			
[略]																			

別記様式第11号の2の次に次の1様式を加える。

様式第11号の2の2 (第3条関係)

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業に係る 欠格要件届出書	
年 月 日	
宮崎県知事	殿
届出者 住 所 氏 名 印 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
欠格要件に該当したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。） 第14条の2第3項 において準用する法第7条の2第5項の規定により、届け出ます。 第14条の5第3項	
許 可 の 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号
備考 1 欠格要件に該当するに至った場合は、遅滞なく届出を行うこと。 2 関係する書類等がある場合は、添付すること。	

別記様式第11号の3の次に次の1様式を加える。

様式第11号の4 (第3条関係)

産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物 に係る変更(廃止)届出書	
年 月 日	
宮崎県知事	殿
届出者 住 所	
氏 名 <span style="float: right;">印</span> (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の17第5項の規定により、関係書類 を添えて一般廃棄物処理施設の変更 廃止について届け出ます。	
産業廃棄物処理施設 の 設 置 の 場 所	
産業廃棄物処理施設 の 種 類	
産業廃棄物処理施設 において処理する 産業廃棄物の種類	
産業廃棄物処理施設 に係る許可の年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号
変 更 の 内 容	変更前
	変更後
廃 止 の 理 由	
変 更 又 は 廃 止 の 年 月 日	年 月 日
備考 この届出書は、変更又は廃止の日から10日以内に提出すること。	

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年12月14日から施行する。ただし、別記様式第11号の3の次に1様式を加える改正規定は公布の日から施行する。  
(用紙に関する経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

